

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年 - 12 (29. 4.19)	観光交流	<p><b>航空会社における操縦士不足の解消及び過労働務の改善を求め る意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>昨今、いわゆる LCC、格安航空会社が増えている。安価な料金が売りで、羽田、成田、名古屋、新千歳、福岡、関空などの主要空港を中心に、その就航便数、就航路線は年々増加しており、国民の生活に密着した存在になった。</p> <p>鳥取県においても、アジアナ航空の米子ソウル便は LCC のエアソウルに移管され、米子と香港とを結ぶ香港エクスプレスも LCC であり、今後、ベトナムとの便も検討されており、鳥取県民との関係も強い。県によれば、「既存航空会社、LCC を問わず誘致活動を進めている」とのことである。</p> <p>一方、毎日新聞の報道によれば、航空機の運航に関し、国土交通省に報告されるヒューマン・エラーが、航空業界で急増しているという。路線や便数の増加に、人員の供給が追いついていないことが背景にある。パイロットの不足は深刻で、1 人あたりの業務負担が増大し、安全が脅かされると危惧する声も出ている。</p> <p>以下、記事から、勤務実態について引用する。</p> <p>「『フライト間ではほとんど休憩が取れず、目の前のスケジュールをこなすのに精いっぱい』。格安航空会社（LCC）に勤務するベテランパイロットは、そう話しながら最近の勤務スケジュールを明かした。</p> <p>午前 9 時に成田空港に出勤。10 時半ごろ台湾に向けて出発し、午後 1 時半（現地時間）ごろ台湾の空港に到着する。40 分後には成田に向けて離陸。午後 7 時ごろ成田に着くと、出入国審査カウンターを通り、新千歳行きの便に搭乗する。</p> <p>午後 8 時ごろ出発。10 時前に新千歳空港に到着し、宿泊先のホテルに入るのは午後 11 時前だ。翌日は新千歳 - 成田 - 新千歳 - 成田と運航して夜に帰宅。その翌日も勤務が入ることがあり、1 カ月の飛行時間は 80 時間を超える。国交省は通達で、</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

		<p>パイロットの飛行時間の上限を月間 100 時間、年間 1000 時間などと規定している。</p> <p>ある航空会社の成田とシンガポール・チャンギ国際空港を結ぶ便は、夕方に成田を出発し、深夜にチャンギ空港に到着。成田へ向け飛び立つのは 24 時間後の深夜だ。以前は現地に 1 日半ほど滞在していたが、短縮された分、往復するパイロットの休息時間が減った。機長は『復路の操縦席で、早朝の日光を浴びるころの疲労がきつい』と漏らす。</p> <p>国交省によると、国内のパイロットは 2013 年時点で 5686 人。10 年前より 114 人減った。一方、国内線と国際線の運行本数は 93 万 3595 本と 2 割近く増えている。平成 30 年に予想される航空需要を満たすには、国内で 8000 人のパイロットが必要だという。</p> <p>特に深刻なのは LCC だ。各社とも、即戦力となるベテランのパイロットを数多く中途採用し、高齢化が課題になっている。2013 年 1 月現在、ピーチ・アビエーション、ジェットスター・ジャパン、エアアジア・ジャパン（バンラ・エアの前身）の 3 社を合わせた機長 110 人に占める 60 歳以上の割合は約 3 割に達した。</p> <p>元日本航空機長の航空評論家は『短距離路線が中心の LCC では、1 人のパイロットがこなす離着陸の回数が多い。離着陸時は神経をすり減らす操作が多く、累積の運行時間に加えて精神的な疲労も心配だ。人員不足の影響で、以前にはみられなかったような重い負担がパイロットにのしかかっている』と警鐘を鳴らす。</p> <p>朝 9 時のフライトのためには、2 時間前にショー・アップ(出勤)することが通常であり、午後 11 時の退勤まで、長時間の拘束を強いられる。とりわけ LCC は、24 時間枠をフル活用して利潤の増加に動くため、その運行スケジュールが不規則になりやすい。</p> <p>ハインリッヒの法則というものがある。1 つの重大事故の背後には 29 の軽微な事故があり、その背景には 300 の異常が存在するという。疲労が小さなミスを生み、それが重大事故につながりやすい。とりわけ、乗客の命を預かる航空運送においては、ミスはあってはならない世界である。</p> <p>については、国に対し、パイロット不足の解消と、過労勤務の</p>	
--	--	---	--

防止・是正を求める意見書を提出していただきたい。

▶**陳情趣旨**

乗客の安全のため、パイロット不足を解消し、過労勤務を改善するための施策を講じるべきことを求める意見書を国に提出すること。